

平成25年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 総務・児童相談担当
 内線: 3345 (単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B222	児童相談所一時保護所費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童相談所費	
事業期間	昭和54年度～	根拠法令	児童福祉法 児童虐待の防止等に関する法律		戦略項目 分野施策	010102 児童虐待防止対策の充実		
1 事業の概要			5 事業説明					
県内の児童相談所に併設されている4か所の一時保護所の運営を行う。 01中央児童相談所一時保護所費 49,605千円 02南児童相談所一時保護所費 44,687千円 03所沢児童相談所一時保護所費 36,461千円 04越谷児童相談所一時保護所費 32,945千円			(1) 目的 児童虐待をはじめとした複雑多様化する児童問題に対処し、一時保護児童の行動観察を実施し、児童の健全育成を図る。 (2) 必要性 児童相談所は、家庭その他関係機関から児童等の相談に応じ、医学、心理学、教育学、社会学的見地から、調査・判定を行い、必要に応じて、児童の一時保護を実施する。(児童福祉法第11条) 主として、次のような児童を一時的に保護する。 ・虐待、放任等緊急に保護を要する児童 ・行動観察を要する児童 ・短期的治療指導を要する児童 (3) 効果 児童虐待をはじめとする複雑多様化する児童問題に対処し、適切な一時保護を実施する。 平成21年度 決算: 83,230千円 一時保護児童数: 594人 保護延べ日数: 30,347日 平成22年度 決算: 81,488千円 一時保護児童数: 600人 保護延べ日数: 29,585日 平成23年度 決算: 122,170千円 一時保護児童数: 634人 保護延べ日数: 29,946日					
2 事業主体及び負担区分			(4) 変更事項					
県 (10/10) 国庫補助対象分 (国1/2・県1/2)			中央児童相談所一時保護所の給食調理業務を外部委託とするため、積算を見直した。					
3 地方財政措置の状況			(5) 事業計画 (目標、達成水準、今後の計画等)					
普通交付税 (単位費用) (区分) 社会福祉費 (細目) 児童福祉費 (細目) 児童一時保護所費 (積算内容) 一時保護所費			平成24年度 一時保護児童数: 726人 (見込み) 一時保護延べ日数: 37,612日 (見込み)					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
(本庁) 9,500千円×0.4人= 3,800千円 (地域機関) 9,500千円×75.0人=712,500千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	163,698	国庫支出金	諸収入				120,172	3,544
前年額	160,154	36,408	7,118				116,543	
		36,408	7,203					